

行政書士等にADRに関する手続代理権の付与を求める意見書

近年、規制緩和の推進にともない、事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換が行われつつあり、その結果、司法の役割が増大する傾向にある。

そのため、事案の性質や当事者の事情に応じた多様な紛争解決手段を整備し、紛争の深刻化を防ぐ必要性が高まり、また、一般に裁判による紛争解決には時間と費用がかかることから、迅速かつ簡便な紛争解決の手段としてADR（裁判外紛争処理手続）の充実が期待されている。

このようなことから、平成十六年十二月「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が公布され、平成十九年四月から施行された。

今後は、弁護士、司法書士等の隣接法律専門職や幅広い専門家がADRの利用促進に向けて、手続実施者や当事者等の相談相手になるなど、それぞれの専門的知見をもって様々な形で貢献することが重要である。

このような中で、隣接法律専門職に対するADRに関する手続代理権の付与についてみると、一定の条件のもとに、司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士に代理権が付与されたところであり、行政書士、その他の隣接法律専門職に対するADRに関する手続代理権の付与が今後の課題となっている。

ADRの利用の拡大は、国民にとって利用しやすい簡易、迅速、柔軟な紛争解決を図り、裁判所の負担を軽減する司法の効率化の見地からも重要である。

よって、国会及び政府におかれては、行政書士、税理士、不動産鑑定士等の隣接法律専門職に、それぞれに必要な条件を付して代理権を付与し、国民のADRに対するアクセスを拡充するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	鳩山 邦夫 殿
法務大臣	森 英介 殿